

落雷修理（修理不能）証明書の記入例

例 1 修理可能な場合

【防衛省職員生活協同組合提出用】

令和 2 年 〇 月 〇〇日

罹災者氏名 生 協 太 郎

罹災者住所 〇 〇 市・町・村 〇 〇 区・町 1丁目1-1-1234

落雷修理（修理不能）証明書

令和 2 年 〇 月 〇〇日 修理依頼のありました製品について、次のとおり証明します。

修理依頼製品名	メーカー名	機種・型式名	購入年月日
ノートパソコン	NEC	NC-VL3000A	H25.5.20

◎ 修理可能な場合

故障内容	損害部品※	数量	単価	金額
落雷のため、電源ユニットLANボードが故障し、電源が入らなくなった。	電源ユニット ATX-130NE	1	17,000	17,000
	LANボード LHN041-D82	1	9,500	9,500
	損害を受けた製品の主な機能		小計	① 26,500円
	・電源機能		修理工賃	② 16,000円
	・入出力機能		消費税	② 4,250円
			合計(①+②+③)	46,750円

※ 修理可能時であっても、修理見積合計額が、同等の機能を有する製品の購入価格より高額になる場合は、「修理可能な場合」と「修理不能の場合」の両方を記入する。

◎ 修理不能の場合

故障内容（修理不能理由）	同等の機能を有する製品を購入する場合の メーカー、機種・型式、価格等	
	メーカー名	機種・型式
	① 価格	円
	② リサイクル料	円
	③ 運搬費等	円
	④ 工賃等	円
	⑤ 消費税	円
	合計(①+②+③+④+⑤)	円

修理店名

会社名

社印

例2 修理不能の場合

【防衛省職員生活協同組合提出用】

令和 2年 〇月 〇〇日

罹災者氏名 生 協 太 郎

罹災者住所 〇 〇 市・町・村 〇 〇 区・町 1丁目1-1-1234

落雷修理（修理不能）証明書

令和 2年 〇 月 〇〇日 修理依頼のありました製品について、次のとおり証明します。

修理依頼製品名	メーカー名	機種・型式名	購入年月日
コードレスFAX	シャープ	UXW31CW	H25.5.20

◎ 修理可能の場合

故障内容	損害部品※	数量	単価	金額

※ 修理可能時であっても、修理見積合計額が、同等の機能を有する製品の購入価格より高額になる場合は、「修理可能な場合」と「修理不能の場合」の両方を記入する。

◎ 修理不能の場合

故障内容（修理不能理由）	同等の機能を有する製品を購入する場合のメーカー、機種・型式、価格等	
落雷のためコントロール基盤、AC基盤が損傷し、受話器を取っても無音で通話不能。 損害部品の基盤は、既に製造中止のため、修理不能。	メーカー名	機種・型式
	シャープ	UXD56CW
	① 価格	36,000円
	② リサイクル料	円
	③ 運搬費等	円
	④ 工賃等	円
	⑤ 消費税	3,600円
	合計(①+②+③+④+⑤)	39,600円

修理店名

会社名

社印

例3 修理可能であるが、類似品を購入した方が安価な場合

【防衛省職員生活協同組合提出用】

令和 2年 〇月 〇〇日

罹災者氏名 生 協 太 郎

罹災者住所 〇 〇 市・町・村 〇 〇 区・町 1丁目1-1-1234

落雷修理（修理不能）証明書

令和 2年 〇月 〇〇日 修理依頼のありました製品について、次のとおり証明します。

修理依頼製品名	メーカー名	機種・型式名	購入年月日
コードレスFAX	シャープ	UXW31CW	H25.5.20

◎ 修理可能の場合

故障内容	損害部品※	数量	単価	金額
落雷のため、各種基盤が故障。受話器を取っても無音で通話不能。	コントロール基盤	1	25,000	25,000
	AC基盤	1	5,000	5,000
	損害を受けた製品の主な機能		小 計	① 30,000 円
	・FAX電話機		修理工賃	② 8,000 円
	・コードレス		消費税	③ 3,800 円
			合計(①+②+③)	41,800 円

※ 修理可能時であっても、修理見積合計額が、同等の機能を有する製品の購入価格より高額になる場合は、「修理可能な場合」と「修理不能の場合」の両方を記入する。

◎ 修理不能の場合

故障内容（修理不能理由）	同等の機能を有する製品を購入する場合のメーカー、機種・型式、価格等	
現在、同等機能のシャープFAX UXD56CWの販売価格が、39,600円（税込み）であるため、修理するより同等機種を購入された方が代金は安いです。	メーカー名	機種・型式
	シャープ	UXD56CW
	① 価格	36,000円
	② リサイクル料	円
	③ 運搬費等	円
	④ 工賃等	円
	⑤ 消費税	3,600円
合計(①+②+③+④+⑤)		39,600円

修理店名

会社名

社印

【注意事項】

- 罹災者氏名、住所
同一の修理店等で作成する証明書が複数枚になる場合は、最初の1枚目に記入し、2枚目以降は記入を省略できる。
- 修理不能の場合の同等品の見積り
同型の製品が製造中止等の場合は、同等の機能・性能を有する類似品を同等品とみなして見積る。また、被害製品の製造会社に同等品がない場合は、他社の同等の機能・性能を有する類似品を同等品とみなす。
- 修理見積額が新品購入価格を超える場合の見積り
修理見積をとり、その見積額が新品価格より高いことを示し、新品購入価格を損害額として見積る。
- 修理店名欄
各証明書ごとに見積書を作成した店名等を記入し、社印等を押印